

農家のみなさまへ

節税をしながら退職金を積立てませんか？



当共済は、農家の方や農業法人の役員が加入できる退職金制度です。

特長1

掛け金は **全額所得控除** になります

特長2

掛け金は 月額 **1,000円~70,000円**
(500円きざみ)の範囲内で自由に設定できます。

特長3

専従者の方も **共同経営者として**
2名までご加入できます！

小規模企業共済

本制度のお問い合わせ・お申込み

JA北いしかり 金融共済部

本 所 / 石狩郡当別町錦町53番地57
(貯金課) TEL 0133-23-2561(直通)
西当別支所 / 石狩郡当別町太美町1484番地
(管理金融課) TEL 0133-26-2111
厚田支所 / 石狩市厚田区望来119番地の31
(管理金融課) TEL 0133-77-2311

または独立行政法人中小企業基盤整備機構
コールセンター ☎050-5541-7171まで

制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しております。

小規模企業共済等掛金控除 (掛金が全額所得控除の対象)

| 課税される 所得金額 | 加入前の税額(a) (所得税+住民税) | 加入後の税額(a) (掛金月額3万円) | 加入後の節税額 (a-b) |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------|
| 200万円 | 309,600円 | 252,700円 | 56,900円 |
| 400万円 | 785,300円 | 675,800円 | 109,500円 |
| 600万円 | 1,393,700円 | 1,284,200円 | 109,500円 |

- 注1) 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいう。
- 注2) 税額は、平成26年6月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算。住民税均等割については、5,000円としている。

小規模企業共済(掛金3万円)に 加入した場合に受け取れる共済金等の「種類と金額」

| 掛金納付 年数 | 掛金合計 | 共済金等の種類 | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| | | 共済金A(※1) | 共済金B(※2) | 準共済金(※3) | 解約手当金(※4) |
| 10年 | 3,600,000円 | 3,871,800円 | 3,782,400円 | 3,600,000円 | 掛金納付月数に応じて、掛金合計金額の80%~120%相当の額が受け取れます。 |
| 15年 | 5,400,000円 | 6,033,000円 | 5,821,200円 | 5,400,000円 | |
| 20年 | 7,200,000円 | 8,359,200円 | 7,976,400円 | 7,258,500円 | |

- ※1) 共済金A…個人事業の廃止、個人事業主の死亡、会社等の解散等。
- ※2) 共済金B…老齢給付(65歳以上で15年間以上掛金を納付した場合)。会社等従業員の死亡、疾病、負傷、65歳以上での退任。
- ※3) 準共済金…会社等従業員の退任(疾病、負傷、65歳以上、死亡。解散を除く。)
- ※4) 解約手当金…任意解約等。

掛金税法上の
メリット?

共済金は
どんな時に、いくら
受け取れる?